

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する
省令の一部を改正する省令案（仮称）の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
- これを踏まえ、今般、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の様式等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印を不要とするため、関連省令について所要の規定の整備を行う。
※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の概要

- 別添の改正対象法令欄に記載した法令のうち、改正対象条項欄に記載された様式について、押印を求める規定を削除するとともに、その他所要の規定の整備を行う。
- 改正省令の施行後においても、一定期間、旧様式を引き続き使用することができるように経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和2年12月下旬に改正省令を公布・施行予定。

(別添)

改正対象法令	法令番号	改正対象条項
新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令	昭和 49 年厚生省・通商産業省令第 1 号	様式第 1、様式第 1 の 2、様式第 2 から様式第 17 まで
有害性情報の報告に関する省令	平成 16 年厚生労働省・経済産業省・環境省令第 2 号	様式第一、様式第二